（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（次項において「旧特定都市河川法」という。）第三十二条第一項の規定により指定されている都市洪水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川について第三条の規定による改正後の水防法（次項において「新水防法」という。）第十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）又は第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧特定都市河川法第三十二条第二項の規定により指定されている都市浸水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川流域について新水防法第十四条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により雨水出水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号中「第二十五条の三十」を「第二十五条の三十一」に改める。

別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号イ中「第十六条の四第一項」の下に「、第十六条の五第一項」を加え、同号ロ中「第十六条の四第一項」の下に「及び第十六条の五第一項」を加え、同号ハ中「第十六条の四第一項」の下に「、第十六条の五第一項」を加え、同表特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の項第一号中「同条第三項から第八項まで（同条第九項」を「同条第四項から第十項まで（同条第十二項」に、「並びに第三十四条第一項」を「並びに第七十七条第一項」に、「（第三十四条第一項」を「（同条第一項」に改め、同項第二号中「同条第三項から第八項まで（同条第九項」を「同条第四項から第十項まで（同条第十二項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中「第十四条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「同項に規定する洪水浸水想定区域」を「これらの規定に規定する洪水浸水想定区域」に改め、「第十四条の二第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「市町村長が指定する同項」を「市町村長が指定するこれらの規定」に改め、「第十四条の三第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同条第四十二項中「浸水被害軽減地区（」の下に「同法第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定するこれらの規定に規定する洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）に係るものに限る。）」を加える。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第七条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第五号中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同条第二項中「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務

二　下水道法第二十五条の十七に規定する業務

三　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条に規定する業務

第二十七条第一項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十一」に、「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条の三十」に改める。

第三十条第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の二十二」に改める。

第三十一条中「第二十五条の十一第七項」を「第二十五条の二十三第七項」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。

一　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第六条第一項

二　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二条第六項

（都市再生特別措置法の一部改正）

第九条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十二第一項中「第十三条第一項第十九号」を「第十三条第一項第二十号」に改める。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第十条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第三条第二項第三号及び第七条第一号」を「第八条第一号」に、「集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地（集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。）の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「同号中「場合を除く」とあるのは」に改める。

（構造改革特別区域法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「第十三条第一項第十二号」を「第十三条第一項第十三号」に改める。

一　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条

二　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十五条第二項

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第八号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第十二条に規定する業務